

青第242号  
令和7年8月12日

各児童入所施設長様

里親の皆様

島根県健康福祉部青少年家庭課長  
(公印省略)

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金  
(児童養護施設等分) の支給について(通知)

児童福祉行政の推進については、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増に直面する事業者及び里親を支援するため「令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金(児童養護施設等分)」を支給することとしましたのでお知らせします。

つきましては、支給要綱等をご確認のうえ支給申請書の提出をお願いします。

なお、応援金の申請受付及び支払に関する事務については、島根県から「**令和7年度物価高騰対策応援金支給業務共同企業体**」に委託し、島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局を設置して対応いたしますことを申し添えます。

1. 申請期間 令和7年8月18日(月)～令和7年10月9日(木) 【必着】

2. 支給金額 別紙参照

提出方法 WEBからのオンライン申請 (<https://www.shimane-ohenkin.jp>) 又は  
郵送(簡易書留又はレターパックプラス(赤)により郵送してください。)

3. 提出先 島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局  
(〒690-0826 島根県松江市学園南1丁目15-10 松江アイビル 401号室)

【申請手続き等に関する問い合わせ先】

島根県医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金コールセンター  
TEL 0120-511-215 (受付時間: 平日 午前9時～午後5時)

【特設WEBサイト】

申請書様式等の掲載及びオンライン申請フォームを作成した特設のWEBサイトを開設しております。URL: <https://www.shimane-ohenkin.jp>

青少年家庭課 施設・里親支援係  
担当: 長岡 TEL : 0852-22-6392

(別紙)

**【光熱費】**

対象施設等	応援金支給額
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・認可定員が30人未満の施設 1 施設当たり 168,000円</li><li>・認可定員が30人以上50人未満の施設 1 施設当たり 252,000円</li><li>・認可定員が50人以上の施設 1 施設当たり 378,000円</li><li>・通所部を有している施設にあっては、1 施設当たり 42,000円を加算する。</li></ul>
児童自立生活援助事業所（I型に限る。） ファミリーホーム	1 か所当たり 84,000円
里親	児童 1 人当たり 9,000円

(備考)

- 1 認可定員には通所部の定員は含めず、児童養護施設にあっては、地域小規模児童養護施設の定員を含む。
- 2 母子生活支援施設にあっては、認可された定員(世帯数)にR4年度からR6年度までの1世帯当たりの入所者数の平均値(小数点以下第2位を四捨五入した値)を乗じた値を支給額の算定に用いる定員(人)とみなす。

**【食材料費】**

対象施設等	基準単価
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	児童1人当たり 10,500円

(備考)

施設定員には通所部の定員は含めず、児童養護施設にあっては、地域小規模児童養護施設の定員を含む。

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金 (児童養護施設等分) 支給要綱

### (目的)

第1条 県は、医療・介護・保育施設、公衆浴場等において、エネルギー・食材価格高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められているなど、高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該施設を運営する事業者等に対し、予算の範囲内で医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）を支給するものとし、その支給に関してはこの要綱に定めるところによる。

### (事務局の設置)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金事務局（以下「事務局」という。）を設置するものとし、応援金の支給に必要な事務は事務局が行う。

### (支給の対象者)

第3条 応援金の支給の対象者は、令和7年6月1日現在（以下「基準日」という。）において、所在地が島根県内にある者であって、光熱費分については別表1に、食材料費分については別表2に掲げる施設（児童自立生活援助事業所及びファミリーホームを含み、休止中のものを除く。）を運営する事業者及び基準日時点において島根県から里親委託を受けている者とする。

### (支給額の算定方法)

第4条 応援金の支給額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 光熱費 別表1に掲げる対象施設等の区分に応じて定める額
  - (2) 食材料費 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームにおいては施設定員数に、里親においては基準日時点で島根県から委託を受けている児童数に、別表2に定める基準単価を乗じた額とする。
- 2 応援金の支給は、各別表の区分ごとに1回限りとする。

### (支給の申請方法)

第5条 応援金の支給の申請は応援金の支給対象となる施設又は里親ごとにつき1回とし、応援金の申請を行う対象者は、支給申請書（別記様式並びに別紙1及び2）を知事に提出するものとする。

### (申請の期間)

第6条 応援金の支給の申請期間は、事務局が応援金の受付を開始した日から令和7年10月9日までとする。

### (不支給要件)

第7条 申請書を提出した対象者であっても、次の各号のいずれかに該当する者に対しては応援金を支給しない。

- (1) 虚偽の申請をした者
- (2) 島根県暴力団排除条例（平成22年島根県条例第49号）第2条第1号の暴力団又は同条第3号

の暴力団員と密接な関係を有する者

- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業（同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者
- (5) 島根県税を滞納している者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと知事が認める者

2 応援金を支給しないことを決定したときは、申請書を提出した対象者に通知するものとする。

（支給の決定等）

第8条 知事は、提出された支給申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 知事は、受理した支給申請書について、本要綱に基づき審査し、応援金を支給すべきと認めたときは、応援金の支給を決定し、申請者に通知する。

（応援金の支給）

第9条 知事は、前条の規定による支給の決定後、申請者に対し応援金を速やかに支給するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間は、当該申請を取り下げることができる。

（決定の取消し）

第11条 知事は応援金の支給を受けた者（以下「応援金受給者」という。）が第7条の規定による応援金の不支給要件に該当することが判明したとき又は応援金の支給の決定の内容若しくはその他法令若しくはこれに基づく知事の处分に違反したときは、応援金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（応援金の返還）

第12条 知事は、前条の規定により応援金の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が支給されているときは、期限を定めて、当該応援金の返還を命ずるものとする。

（返還加算金）

第13条 応援金受給者は、前条の規定により応援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る応援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該応援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、応援金受給者の納付した金額が返還を命ぜられた応援金の額に達するまでは、納付した金額は、当該返還を命ぜられた応援金の額に充てられるものとする。

3 知事はやむを得ない事情があると認めるときは、応援金受給者の申請に基づき、加算金の全部

又は一部を免除することができる。

(公表)

第14条 知事は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

(申請内容の情報提供)

第15条 知事は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む申請内容を提供することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この応援金の支給に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年12月19日から施行し、令和4年12月16日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

別表1 光熱費（第3条・第4条関係）

対象施設等	応援金支給額
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	・認可定員が30人未満の施設 1施設当たり168,000円 ・認可定員が30人以上50人未満の施設 1施設当たり252,000円 ・認可定員が50人以上の施設 1施設当たり378,000円 ・通所部を有している施設にあっては、1施設当たり42,000円を加算する。
児童自立生活援助事業所（I型に限る。） ファミリーホーム	1か所当たり84,000円
里親	児童1人当たり9,000円

(備考)

- 1 認可定員には通所部の定員は含めず、児童養護施設にあっては、地域小規模児童養護施設の定員を含む。
- 2 母子生活支援施設にあっては、認可された定員(世帯数)にR4年度からR6年度までの1世帯当たりの入所者数の平均値(小数点以下第2位を四捨五入した値)を乗じた値を支給額の算定に用いる定員(人)とみなす。

別表2 食材料費（第3条・第4条関係）

対象施設等	基準単価
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	児童1人当たり10,500円

(備考)

施設定員には通所部の定員は含めず、児童養護施設にあっては、地域小規模児童養護施設の定員を含む。

島根県知事 様

(申請者) 郵便番号 〒

住 所

氏 名

(法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名、個人の場合は施設の名称及び代表者の職名・氏名、里親の場合は氏名)

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請額合計 金 円

2 申請内訳（光熱費）

区分	施設名	所在地	定員(人)	通所部	支給基準額(円)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設						
児童心理治療施設						
児童自立生活援助事業所 (I型)						
ファミリーホーム						
合計						

区分	施設名	所在地	定員(世帯)	過去3年間ににおける1世帯あたりの入所者数	換算定員(人)	支給基準額(円)	申請額(円)
母子生活支援施設							

区分	委託児童名	住所	委託児童数(人)	支給基準額(円)	申請額小計(円)
里親					

3 申請内訳（食材料費）

区分	施設名（里親は記載不要）	定員又は委託児童数(人)	基準単価(円/人)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親			10,500	

4 担当者（里親名）

担当者職名・氏名 里親名		電話番号		メールアドレス	
-----------------	--	------	--	---------	--

令和 7 年 9 月 1 日

島根県知事 様

(申請者) 郵便番号 〒 690 - 0000

住 所 松江市○○町○○番地

氏 名 社会福祉法人○○会  
理事長 ○○ ○○

(法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名、個人の場合は施設の名称及び代表者の職名・氏名、里親の場合は氏名)

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

		○光熱費と食材料費の合計額		○光熱費（乳児院・児童養護施設）		
1 申請額合計	金 1,008,000 円	・認可定員が30人未満の施設 : 168,000円 ・認可定員が30人以上50人未満の施設 : 252,000円 ・認可定員が50人以上の施設 : 378,000円				
2 申請内訳（光熱費）						
区分	施設名	所在地	定員(人)	通所部	支給基準額(円)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設	○○園	松江市○○町○○-○	60人		378,000	378,000
児童心理治療施設						
児童自立生活援助事業所 (I型)						
ファミリーホーム						
合計						378,000

区分	施設名	所在地	定員(世帯)	過去3年間における1世帯あたりの入所者数	換算定員(人)	支給基準額(円)	申請額(円)
母子生活支援施設							

区分	委託児童名	住所	委託児童数(人)	支給基準額(円)	申請額小計(円)
里親					

区分	施設名（里親は記載不要）	定員又は委託児童数(人)	基準単価(円/人)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	○○園	60人	10,500	630,000

## 4 担当者（里親名）

担当者職名・氏名 里親名	○○課長・○○ ○○	電話番号	0852-○○-○○○○	メールアドレス	○○@○○○○
-----------------	------------	------	--------------	---------	---------

島根県知事 様

(申請者) 郵便番号 〒 690-0000

住 所 松江市○○町○○番地

社会福祉法人〇〇会

理事長 QQ QQ

(法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名、個人の場合は施設の名称及び代表者の職名・氏名、里親の場合は氏名)

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給申請書

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金

## ○光熱費と食材料費の合計額

1 申請額合計 金 420,000 円

#### ○光熱費（兒童心理治療施設）

- ・認可定員が30人未満の施設 : 168,000円
  - ・認可定員が30人以上50人未満の施設 : 252,000円
  - ・認可定員が50人以上の施設 : 378,000円

※通所部がある場合は42,000円加算 (通所部の欄に「○」と記入。)

## 2 申請內訛（光熱費）

区分	施設名	所在地	定員(人)	通所部	支給基準額 (円)	申請額小計 (円)
乳児院 児童養護施設						
児童心理治療施設	○○センター	松江市○○町○○-○	20人	○	210,000	210,000
児童自立生活援助事業所 (I型)						
ファミリーホーム						
合計						210,000

区分	施設名	所在地	定員 (世帯)	過去3年間における1世帯あたりの入所者数	換算定員 (人)	支給基準額 (円)	申請額 (円)
母子生活支援施設							

区分	委託児童名	住所	委託児童数 (人)	支給基準額 (円)	申請額小計 (円)
里親				○食材料費	

### 3 申請内訳（食材料費）

区分	施設名（里親は記載不要）	定員又は委託児童数(人)	基準単価(円/人)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	○○センター	20人	10,500	210,000

#### 4 担当者（里親名）

担当者職名・氏名  
里親名 ○○課長・○○ ○○ 電話番号 0852-○○-○○○○ メールアドレス ○○@○○○○○

令和 7 年 9 月 1 日

島根県知事 様

(申請者) 郵便番号 〒 690 - 0000

住 所 松江市○○町○○番地

氏 名 ファミリーホーム ○○ホーム

代表 ○○ ○○

(法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名、個人の場合は施設の名称及び代表者の職名・氏名、里親の場合は氏名)

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

○光熱費と食材料費の合計額

記

1 申請額合計 金 231,000 円

2 申請内訳（光熱費）

区分	施設名	所在地	定員(人)	通所部	支給基準額(円)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設						
児童心理治療施設		○光熱費（児童自立生活援助事業所・ファミリーホーム） 一律84,000円				
児童自立生活援助事業所 (I型)						
ファミリーホーム	○○ホーム	松江市○○町○○-○	6人		168,000	168,000
合計						168,000

区分	施設名	所在地	定員(世帯)	過去3年間における1世帯あたりの入所者数	換算定員(人)	支給基準額(円)	申請額(円)
母子生活支援施設							

区分	委託児童名	住所	委託児童数(人)	支給基準額(円)	申請額小計(円)
里親					

3 申請内訳（食材料費）

区分	施設名（里親）	○食材料費 定員×児童1人あたり10,500円	定員又は委託児童数(人)	基準単価(円/人)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	○○ホーム		6人	10,500	63,000

4 担当者（里親名）

担当者職名・氏名 里親名	○○ ○○	電話番号	0852-○○-○○○○	メールアドレス	○○@○○○○
-----------------	-------	------	--------------	---------	---------

島根県知事 様

(申請者) 郵便番号 〒 690 - 0000

住 所 松江市○○町○○番地

氏 名 ○○園

施設長 ○○ ○○

(法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名、個人の場合は施設の名称及び代表者の職名・氏名、里親の場合は氏名)

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

○合計額（光熱費のみ）

記

1 申請額合計 金 378,000 円

2 申請内訳（光熱費）

区分	施設名	所在地	定員(人)	通所部	支給基準額(円)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設						
児童心理治療施設						
児童自立生活援助事業所 (I型)						
ファミリーホーム						
認可定員(世帯)×過去3年における1世帯あたりの入所者数						
合計						

区分	施設名	所在地	定員(世帯)	過去3年における1世帯あたりの入所者数	換算定員(人)	支給基準額(円)	申請額(円)
母子生活支援施設	○○園	松江市○○町○○-○	20世帯	3人	60人	378,000	378,000

区分	委託児童名	住所	委託月数	支給基準額	申請額小計(円)
里親					

3 申請内訳（食材料費）

区分	施設名（里親は記載不要）	定員又は委託児童数(人)	基準単価(円/人)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親	(対象外)		10,500	

4 担当者（里親名）

担当者職名・氏名 里親名	○○課長・○○ ○○	電話番号	0852-○○-○○○○	メールアドレス	○○@○○○○
-----------------	------------	------	--------------	---------	---------

令和 7 年 9 月 1 日

島根県知事 様

(申請者) 郵便番号 〒 690 - 0000

住 所 松江市○○町○○番地

島根 太郎  
氏 名

(法人の場合は法人の名称及び代表者の職名・氏名、個人の場合は施設の名称及び代表者の職名・氏名、里親の場合は氏名)

## 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給申請書

令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）の支給を受けたいので、下記のとおり申請します。

## ○光熱費と食材料費の合計額

記

1 申請額合計 金 58,500 円

## 2 申請内訳（光熱費）

区分	施設名	所在地	定員(人)	通所部	支給基準額(円)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設						
児童心理治療施設						
児童自立生活援助事業所 (I型)						
ファミリーホーム						
合計						

区分	施設名	所在地	定員(世帯)	過去3年間ににおける1世帯あたりの入所者数	換算定員(人)	支給基準額(円)	申請額(円)
母子生活支援施設				○光熱費（里親） 支給基準額：9,000円×委託児童数(R7年6月1日時点)			

区分	委託児童名	住所	委託児童数(人)	支給基準額(円)	申請額小計(円)
里親	・松江 花子 ・松江 一郎 ・松江 次郎	松江市○○町○○番地	3人	27,000	27,000

## 3 申請内訳（食材料費）

区分	施設名（里親は記載不要）	定員又は委託児童数(人)	基準単価(円/人)	申請額小計(円)
乳児院 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立生活援助事業所 ファミリーホーム 里親		3人	10,500	31,500

## ○食材料費

支給基準額：10,500円×委託児童数(R7年6月1日時点)

## 4 担当者（里親名）

担当者職名・氏名 里親名	○○ ○○	電話番号	0852-○○-○○○○	メールアドレス	○○@○○○○
-----------------	-------	------	--------------	---------	---------

## 宣誓書

私は、令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）の支給の申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、応援金の支給を受けられないことになっても異議はございません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 記

- (1) 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給要綱（以下「要綱」という。）第3条の支給の対象者の要件を満たしています。
- (2) 応援金の支給申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (3) 要綱第7条の不支給要件に該当しません。
- (4) 不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、要綱第14条の規定により、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (5) 応援金の支給を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は応援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (6) その他、要綱の規定には従います。

以上

島根県知事 様

令和 年 月 日

名称(法人名等)

代表者役職及び氏名

※法人の場合は代表者の署名、個人の場合は自署により押印を省略することができます。

不支給要件(要綱第7条)である「島根県税の滞納がないこと」について疑義が生じた場合は、島根県が納税証明書を徴収する所以があるので、以下委任状に自署をすること

### 委任状

県民センター所長 様

令和 年 月 日

納税証明申請者 島根県知事 丸山 達也

私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。

委任者 所在地  
(納税義務者) 名称(法人名等)  
                  代表者役職及び氏名

(支給申請書・別紙2)

預 金 口 座	金融 機関	銀行・組合 金庫・連合会						支店・支所 店・出張所		
	預金種別(目)	1 普通預金 2 当座預金		口座番号	.....	.....	.....	.....	.....	.....
	カナ 口座名義	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....

\* 口座番号は右詰めに記入してください。また、ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある「【口座番号】」(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。

\* カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに記入ください。

## 【通帳表紙 及び 1ページ目】

- ・通帳の表紙面及び1ページ目の写しを貼付してください。
- ・申請者が個人の場合は申請者本人名義の口座の写し、法人の場合は法人名義の口座の写しを貼付してください。
- ・インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義（漢字、カナ両方）、口座番号の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。

## 宣誓書

私は、令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）の支給の申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、応援金の支給を受けられないことになっても異議はございません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 記

- (1) 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給要綱（以下「要綱」という。）第3条の支給の対象者の要件を満たしています。
- (2) 応援金の支給申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (3) 要綱第7条の不支給要件に該当しません。
- (4) 不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、要綱第14条の規定により、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (5) 応援金の支給を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は応援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (6) その他、要綱の規定には従います。

以上

島根県知事 様

令和7年 9月1日

名称(法人名等) 社会福祉法人 ○○会

代表者役職及び氏名 理事長 ○○ ○○ 印

※法人の場合は代表者の署名、個人の場合は自署により押印を省略することができます。

不支給要件(要綱第7条)である「島根県税の滞納がないこと」について疑義が生じた場合は、島根県が納税証明書を徴収があるので、以下委任状に自署をすること

### 委任状

県民センター所長 様

令和5年 10月1日

納税証明申請者 島根県知事 丸山 達也

私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。

委任者 所在地  
(納税義務者) 名称(法人名等)  
                  代表者役職及び氏名

松江市○○町○○番地  
社会福祉法人 ○○会  
理事長 ○○ ○○ 印

## 宣誓書

私は、令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）の支給の申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、応援金の支給を受けられないことになっても異議はございません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 記

- (1) 令和7年度 医療・介護・保育施設、公衆浴場等物価高騰対策応援金（児童養護施設等分）支給要綱（以下「要綱」という。）第3条の支給の対象者の要件を満たしています。
- (2) 応援金の支給申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (3) 要綱第7条の不支給要件に該当しません。
- (4) 不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、要綱第14条の規定により、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (5) 応援金の支給を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は応援金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (6) その他、要綱の規定には従います。

以上

島根県知事 様

令和7年 9月1日

名称(法人名等) (里親の場合は空欄)

代表者役職及び氏名 島根 太郎 印

※法人の場合は代表者の署名、個人の場合は自署により押印を省略することができます。

不支給要件（要綱第7条）である「島根県税の滞納がないこと」について疑義が生じた場合は、島根県が納税証明書を徴収があるので、以下委任状に自署をすること

### 委任状

県民センター所長 様

令和5年 10月1日

納税証明申請者 島根県知事 丸山 達也

私は、上記申請者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。

委任者 所在地  
(納税義務者) 名称(法人名等)  
                  代表者役職及び氏名

松江市○○町○○番地

島根 太郎 印

(別紙2)

預 金 口 座	金 機 融 関	ゆうちょ				銀行組合 金庫・連合会		五八三			支店・支所 店・出張所		
	預金種別(目)	1普通預金 2当座預金				口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	カ ナ 口 名 義	カ	ノ	シ	マ	ネ	シ	ヨ	ウ	ジ			

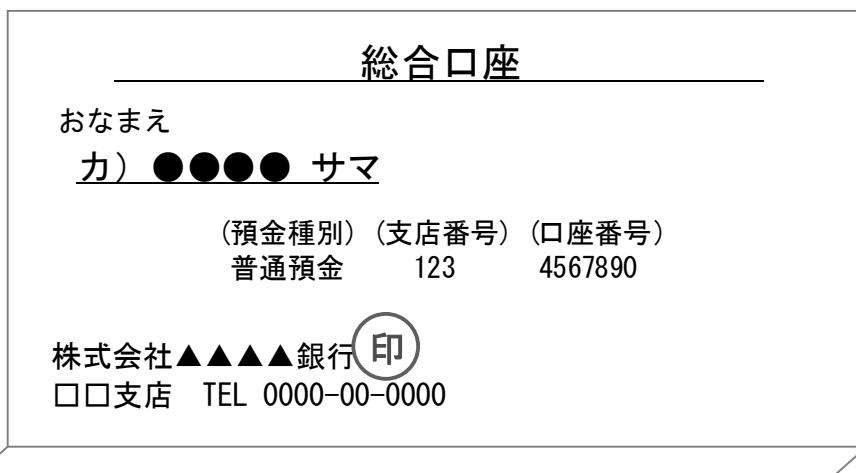
\* 口座番号は右詰めに記入してください。また、ゆうちょ銀行の場合は、他の金融機関から振込を受ける際に使用するため通帳に印字してある【口座番号】(通帳の「記号・番号」は不可。)を記入してください。

\* カナ口座名義は預金通帳記載のとおりに記入してください。

## 通帳のコピー（オモテ面）



## 通帳のコピー（1ページ目）



- 通帳の表紙面及び1ページ目の写しを貼付してください。
- 申請者が個人の場合は申請者本人名義の口座の写し、法人の場合は法人名義の口座の写しを貼付してください。
- インターネットバンキング等で通帳が無い場合は、金融機関名、支店名、口座種別、口座名義（漢字、カナ両方）、口座番号の分かるもの（インターネット画面等の写し等）を貼付してください。